**令和６年度**

# 宜野湾市内で 地域福祉を推進する団体等の事業や活動へ助成金を交付します！

**※この助成金は赤い羽根共同募金や社協の会費から配分しています。**

**【事業概要】**

市内で活動する福祉団体及び地域団体に対し、地域福祉の推進を目的に、活動に要する費用を赤い羽根共同募金配分金及び社協会費から助成し積極的に取り組む団体への活動支援を図る。

**【助成対象となる団体】**

助成対象となる団体は、次に掲げる条件すべてを満たす団体。
①宜野湾市社会福祉協議会員で活動に理解がある団体。
②団体の所在地が市内にあり、地域福祉の向上を図ることを目的に１年以上活動を行っていること。
③法人格を有する団体（NPO 法人は除く）でないこと。
④宗教、政治、営利を主たる目的とする団体でないこと。

**【助成金の種類】**

①当事者団体への助成
　当事者団体会員の福祉活動推進に必要な経費の一部を助成。
②地域福祉活動推進助成
　高齢者、障がい者、児童、ひとり親世帯等を支援する活動に必要な経費の一部を助成。

**【助成金対象事業】**

助成対象となる事業は、当事者団体会員の福祉向上、高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした見守り活動、居場所づくり等で地域福祉活動に資する事業とし、助成を受けることにより活動効果が十分に発揮できる事業とする。

**【助成額】**

助成額は、予算額及び全体の申請件数、団体の活動内容、事業内容等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し決定する。
①当事者活動助成事業　　１団体２事業１３万円を上限とする。
②地域福祉活動助成事業　１団体１事業１０万円を上限とする。
※助成額は、寄付金及び共同募金配分金の予算の範囲にて配分する。

**【提出書類】**

下記の書類を作成し、本会へ直接ご持参下さい。（様式は本会 HP からダウンロード下さい。）
①福祉団体等活動助成金申請書（様式第１号）
②福祉団体等活動助成金実施計画書（別紙１）
③予算書（別紙２）
④その他、団体の概要、活動実績など

**募集期間**　令和６年１月１５日（月）～２月９日（金）午後５時まで

社会福祉法人　**宜野湾市社会福祉協議会**

**〒901-2205 宜野湾市赤道 2-7-1（市社会福祉センター内）**

**TEL 892-6525　／　FAX 892-0843**

## ☆スケジュール

| 日　　付 | 内　　容 |
|---|---|
| 令和６年１月１７日(水)～<br>２月　９日(金)<br>17:00 まで | 助成金募集期間<br>※広報は各団体・社協 HP 等にて周知。 |
| 令和６年　２月<br>（中旬～下旬） | 助成事業審査委員会審査会（書類・プレゼン）の<br>案内文書通知の送付 |
| ３月（上旬） | 助成金決定通知 |
| ４月（上旬） | 各決定団体へ助成金交付 |
| 事業完了 | 事業完了後１か月以内に事業実績報告書提出 |

## ☆具体的な流れ

**１月 17 日～２月９日**
**助成金募集期間**

1．広報
①社協ホームページにて市民への広報を行う。
②各団体など関係機関に募集案・ポスター掲示

⇩

2．申請受付
①申請に来所された際、記入漏れ等の確認、受付。

**審査委員会開催**
２月中旬

3．審査委員会開催、助成金内定
①審査委員会にて、助成申請のあった団体の活動助成内容について書類審査及びプレゼン審査し助成金の可否を内定する。

⇩

**助成金決定**
３月上旬

助成金決定通知書
①決定した団体へ正式に決定通知する。

⇩

**助成金交付**
４月上旬

5．助成金交付の流れ
①請求書の提出
②助成金振込口座の提出
③決定団体への助成金交付

⇩

**実績報告書の提出**
事業終了後１ヶ月以内

6．報告書の提出
①事業完了後、<u>１ヶ月以内</u>に事業実績報告書を社協へ提出する。

**※この助成金は赤い羽根共同募金や社協の会費から配分しています。**

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

# 福祉団体等活動助成金交付要綱

（目　　的）

第１条　この要綱は、市内で活動する福祉団体及び地域団体（以下「団体」という。）に対し、地域福祉の推進を目的に、活動助成に関する必要な事項を定める。

（助成対象となる団体）

第２条　助成対象となる団体は、次に掲げる条件を満たす団体とする。

（１）宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会員で本会の活動に理解がある団体（赤い羽根募金、社協会費増強運動等に協力ある団体）。

（２）団体の所在地が市内にあり、市内の地域福祉の向上を図ることを目的に１年以上活動を行っていること。

（３）法人格を有する（NPO 法人も含む）団体でないこと。

（４）宗教、政治、営利を主たる目的とする団体でないこと。

２　本会会長（以下「会長」という。）が、特に必要と認める場合はこの限りでない。

（助成金の種類）

第３条　助成対象団体に交付する助成は次のとおりとする。

（１）当事者団体への活動助成

当事者団体会員の福祉活動を推進するために必要な経費の一部を助成する。

（２）地域福祉活動推進助成

高齢者、障がい者、児童、ひとり親世帯等を支援する活動推進のために必要な経費の一部を助成する。

（助成金対象事業）

第４条　助成対象となる事業は、当事者団体会員の福祉向上、高齢者、障がい者、児童等の地域福祉向上を目的とした見守り活動、居場所づくり等で地域福祉活動に資する事業とし、助成を受けることにより活動効果が十分に発揮できる事業で別表第１を対象とする。

（助成額範囲）

第５条　助成額は、寄付金及び共同募金配分金の予算を範囲とする。

（助成交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を添えて、会長に申請を行う。

（１）福祉団体等活動助成金申請書（様式第１号）

（２）事業計画書（別紙１）

（３）予　算　書（別紙２）

（応募期間）

第７条　募集期間は、１２月から２月末までの間の１ヶ月程度とする。

（助成金の交付決定）
第８条　第６条の申請を受理したときは、その内容を福祉団体等活動助成金審査委員会にて書類審査及び事業説明（ヒアリング）による審査のうえ助成金の可否を決定し、決定通知書（様式第２号）により通知する。
但し、助成が決定した団体は、赤い羽根共同募金運動の街頭募金活動を実施することとする。

（事業決定の取消）
第９条　会長は、団体が次の各号の一に該当するときは、事業決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）事業決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
（２）偽りその他不正な手段により助成金を受けたとき。
（３）助成金を他の用途に使用したとき。
（４）当該助成事業を中止したとき。
（５）その他この要綱の規定に反したとき。

（助成金の請求）
第１０条　助成金交付決定を受けた団体は、助成金請求書（様式第３号）を本会会長に提出する。

（助成申請の制限）
第１１条　助成申請は、別表１の制限を設ける。

（実績報告）
第１２条　助成金交付団体は、事業終了後１ヶ月以内に実績報告書（様式第４号）を提出しなければならない。

（助成金の返還）
第１３条　会長は、第９条の規定により助成金交付決定を取り消したとき又は事業実績に基づき算出した助成金額が既に交付した金額を下回るときは、助成金返還通知書（様式第５号）により、助成金の全部又は一部の返還請求をすることができる。

附　則　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則　この要綱は、平成２８年９月１２日から施行する。
尚、平成２４年４月１日施行の福祉団体等活動助成金交付要綱は廃止とする。
附　則　この要綱は、平成２９年１０月１９日から施行する。
附　則　この要綱は、平成３１年１月２１日から施行する。
附　則　この要綱は、令和元年１２月１０日から施行する。
附　則　この要綱は、令和３年１１月４日から施行する。
附　則　この要綱は、令和４年１２月２６日から施行する。
附　則　この要綱は、令和６年１年１２日から施行する。

○別表１
助成の対象経費（第４条、第１２条関係）

| | |
|---|---|
| 対象経費の制限 | １．マイクロバス等の借上げは、１台８万円以内とする。<br>２.飲食を伴う事業の食料費は１人あたり５００円以上限とする。 |
| 助成対象外経費 | １．アルコール代等参加費で賄うべき飲食費。<br>２．販売を目的として作成する物品の材料代、個人に帰属する物品の材料代。 |

○別表２
助成対象内容（第５条、第１２条関係）

| 事業等 | 概要 | 基準限度額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 当事者活動助成事業 | 交流事業、賃借料、給食費等 | ※１団体２事業<br>※１３万円を上限額とする。 | 社協予算の範囲（第５条）内で、審査会にて各種事業助成配分額を決定する。 |
| 地域福祉活動助成事業 | 消耗品、賃借料、燃料費、給食費、光熱費等 | ※１団体１事業<br>※１０万円を上限額とする。 | |

○別表３
<u>助成金申請に係る制限</u>

| | |
|---|---|
| 助成金申請に係る制限 | 福祉団体等活動助成事業の助成を受ける団体は、原則他の機関等から同等の助成事業を受けていないものとし、１団体同一事業最長３年までとする。 |

その他、特別に事情がある場合は別に定める。

（様式第1号）

第　　号
令和　　年　　月　　日

社会福祉法人
宜野湾市社会福祉協議会
会 長　富 川 盛 光　　様

団 体 名　：

代表者氏名　：　　印

# 宜野湾市社会福祉協議会
# 福祉団体等活動助成金申請書

令和6年度において、宜野湾市社会福祉協議会の福祉団体等活動助成金を申請します。なお、下記の書類を別途添付いたします。

記

1. 助成金申請額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2. 令和6年度　事業計画書（別紙1）

3. 令和6年度　予　算　書（別紙2）

4. 添付書類（その他、業者見積やカタログなど事業の内容が分かるもの）

（様式第1号）

第
令和　　記入例

社会福祉法人
宜野湾市社会福祉協議会
会 長　富 川 盛 光　　様

団 体 名 ：　　じのーんさんだん会

代表者氏名 ：　　宜野湾　太郎　　印

# 宜野湾市社会福祉協議会
# 福祉団体等活動助成金申請書

令和6年度において、宜野湾市社会福祉協議会の福祉団体等活動助成金を申請します。
なお、下記の書類を別途添付いたします。

記

1. 助成金申請額　　金 100,000 円
※但し、助成金の上限額は、当事者活動助成金事業は13万円、地域福祉活動助成事業10万円以内

2. 令和6年度　事業計画書（別紙1）

3. 令和6年度　予 算 書（別紙2）

4. 添付書類（その他、業者見積やカタログなど事業の内容が分かるもの）

（別紙1）

# 令和6年度　事業計画書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 団体名 | | 代表者名 | |
| 会員数 | | 設立年月 | |
| 団体の主な活動内容 | ※具体的に記入して下さい。 | | |
| 団体の前年度収支状況 | ※決算書の添付があれば記入の必要はありません。<br>1．前年度収支状況<br>収入総額＿＿＿＿＿＿円　－　支出総額＿＿＿＿＿＿円<br>＝＿＿＿＿＿＿円 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 助成金により実施する事業<br>※助成金で複数の事業を実施する場合は事業ごとに予算書を作成して下さい。 | 事業名　： | 予算書(2-1) |
| | 事業名　： | 予算書(2-2) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

宜野湾市社会福祉協議会　福祉団体等活動助成金

（別紙1）

**記入例**

# 令和6年度　事業計画書

| 団体名 | じのーんさんだん会 | 代表者名 | 宜野湾　太郎 |
|---|---|---|---|
| 会員数 | 25名 | 設立年月 | 平成27年4月1日 |

| | |
|---|---|
| 団体の主な活動内容 | ※具体的に記入して下さい。<br>障害者等、地域住民が集えるカフェの開催。<br>（週1回11:00～15:00、空家を活用し実施する） |
| 団体の前年度収支状況 | ※決算書の添付があれば記入の必要はありません。<br>1. 前年度収支状況<br>収入総額　500,000　円　－　支出総額　480,000　円<br>＝　20,000　円 |

| 助成金により実施する事業<br>※助成金で複数の事業を実施する場合は事業ごとに予算書を作成して下さい。 | | |
|---|---|---|
| | 事業名　：　ゆんたくカフェ事業 | 予算書(2-1) |
| | 事業名　： | 予算書(2-2) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

（別紙2－1）

# 令和6年度　予　算　書

※助成金により実施される事業をご記入して下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事　業　名 | | | |
| 事業目的・内容 | ※具体的に記入して下さい。 | | |
| 実施予定時期 | 令和　　年　　月　　～　令和　　年　　月 | | |
| 実 施 場 所 | | | |
| 実 施 回 数 | 回 | 参 加 者 数 | 人 |
| 事業実施に係る収支予算<br>※別紙可 | ●収入 | | |
| | 科　　目 | 予 算 額 | 摘　　要 |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | 収 入 合 計 | 円 | |
| | ●支出 | | |
| | 科　　目 | 予 算 額 | 摘　　要 |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | 支 出 合 計 | 円 | |

（別紙2－1）

**記入例**

# 令和6年度　予　　算　　書

※助成金により実施される事業を記入して下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事　業　名 | 障害者や地域住民で集う「100円カフェ」の実施 | | |
| 事業目的・内容 | ※具体的に記入して下さい。<br>学校区で、障がい者、地域住民が楽しく集える場所を作り、100円カフェを実施します。 | | |
| 実施予定時期 | 令和　6 年　10 月　～　令和　6 年　10 月 | | |
| 実 施 場 所 | 宜野湾市内の文化財、名所、旧跡 | | |
| 実 施 回 数 | 1　回 | 参 加 者 数 | 50　人 |

事業実施に係る収支予算

※別紙可

●収入

| 科　目 | 予 算 額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 助成金 | 80,000 円 | 福祉団体等活動助成金 |
| 自主財源 | 20,000 円 | |
| その他補助金・助成金 | 0 円 | |
| | 円 | |
| 収 入 合 計 | 100,000 円 | |

●支出

| 科　目 | 予 算 額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 消耗品費 | 16,000 円 | 参加賞品代 |
| 賃 借 料 | 60,000 円 | 会場使用料、機材レンタル代 |
| 燃 料 費 | 5,000 円 | 車輌ガソリン代 |
| 給 食 費 | 8,000 円 | 会議用お茶代 |
| 損害保険料 | 5,000 円 | 傷害保険料 |
| 支 出 合 計 | 94,000 円 | |